

(団体・グループの場合)

・住所欄に、団体・グループの活動拠点又は代表者の住所をご記入ください。(いずれか連絡のつく住所) また、団体・グループ名と代表者名を所定の欄にご記入ください。

(個人の場合)

・「ユース活動支援コース」に個人で申し込まれる場合は、「住所」欄に住所、「代表者」欄に氏名をご記入ください。

記入例

様式第1号(第

令和〇年〇月〇日

尼崎市長 宛

住所 尼崎市〇〇〇〇〇〇

申請者 名称 〇〇〇〇〇〇

代表者 〇〇 〇〇

申請するコース(補助メニュー)の□欄にチェックを入れてください。

尼崎市子ども・若者応援基金活用事業補助金交付申請書

令和〇年度尼崎市子ども・若者応援基金活用事業補助金について、尼崎市子ども・若者応援基金活用事業補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

1 補助の種類(申請するコース(補助メニュー)の□欄にチェックを入れてください。)

- ユース活動支援コース(第2条第1項第1号)
 子ども・若者育成支援コース(第2条第1項第2号)
 パイロット事業コース(第2条第1項第3号)

2 補助金申請額

金 100,000 円

申請額は千円単位としてください。

3 添付書類

- (1) 事業計画書(様式第1号の2)
- (2) 事業収支予算書(様式第1号の3)
- (3) 会員名簿
- (4) (団体の場合は)会則
- (5) その他市長が必要と認める書類

誓約事項

当補助金の申請にあたり、尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。)を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため下記のとおり誓約します。

- 1 暴力団(条例第2条第4号に規定する暴力団をいう。以下同じ)、暴力団員(条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)又は暴力団密接関係者(同条第7号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)に該当しないこと。
- 2 1の該当の有無を確認するため、尼崎市から会員名簿の提出を求められたときは、速やかに提出すること
- 3 本誓約書及び役員名簿を尼崎市が兵庫県警本部に提出するのに同意すること。

以上

様式第1号の2(第5条関係)

事業計画書

事業名	〇〇事業	
団体名	〇〇〇〇〇〇 申請年度から事業を始める個人・グループについては、活動歴は「〇年から活動開始予定」で構いません。	
団体の活動歴	〇年から〇〇の活動を開始し、〇年には〇〇に取り組むなど〇〇している。	
事業目的	〇〇((例)子どもの居場所作り、子育て世代への支援)のため、〇〇の事業を行う。	
事業内容	<p>〇〇((例)子ども、子育て中の親など)を対象に、〇〇(事業概要)を〇〇(開催場所)で月〇回の開催頻度で行っている。</p> <p>また、広報手段としては、〇〇((例)チラシの配布、SNSでの周知)を予定している。</p> <p>事業内容については、誰が対象でどのようなことを行うのか、開催場所、頻度、広報手段等を記入してください。</p>	
事業計画	時期	内容(予定回数、活動場所、対象者、人数等)
	6月上旬	年間スケジュールや活動内容などを協議するミーティングを実施。
	7月	チラシの作成及び配布
	8月～3月	〇〇(場所)において月〇回(開催頻度)、〇〇(事業内容)を実施。(対象は〇〇)
	補助金を申請する事業についての計画を記入してください。(補助金の申請に関係のない事業については記入しないでください。)	
その他特記事項	①ユース活動支援コースで20万円コースを申請する場合、このコースを選んだ理由を記入してください。	

様式第1号の3(第5条関係)

事業収支予算書

1 他制度補助金の交付状況(該当する場合は、□欄にチェックを入れてください。)

- 国、県、市などの公的機関から他制度による補助金等の交付を受けておらず、今後とも交付を受けることはありません。

補助金交付申請額をご記入ください。

2 収入

事業を行うにあたり、本補助金以外の収入があればご記入ください。

区分	金額(円)	内訳
市補助金交付申請額	100,000(a)	子ども・若者応援基金活用事業補助金
協賛金	11,300	@11,300×1団体
合計	111,300(b)	補助金割合 a/c
		99.2%

収入科目が複数ある場合、適宜、行を追加してください。

3 支出

科目	金額(円)	内訳
補助対象経費	謝礼金	13,000 講師謝礼@6,500×2 (〇〇講座講師 〇〇先生)
	消耗品費	5,800 A4用紙@2,500×1箱(チラシ作成用) 紙コップ@110×10セット 色画用紙@110×20セット(飾り付け用)
	印刷費	20,000 チラシ印刷@20×1,000枚 (地区内小学校全校生徒向け)
	使用料	62,000 ユース交流センター@3,100×20回
計	100,800(c)	
補助対象外経費	食糧費	10,500 小学生参加者用お菓子
	計	10,500
合計	111,300(d)	

収入合計額(b)と支出合計額(d)は同額にしてください。

- 消耗品費について
単価、数量の内訳を詳しく記入してください。
- 備品費について
申請額の2割以内まで補助対象経費で計上可能です。超えた分については補助対象外経費で計上してください。

※1 (b) = (d)としてください。

※2 領収書は事業実施後の書類に必要ですので保管しておいてください。

会員名簿

団体名	○○○○			団体名、グループ名、サークル名などをご記入ください。
所在地	〒○○○-○○○ ○○○			
代表者	○○ ○○	電話番号	○○○○	
メールアドレス	○○○○			
構成人数	○ 人（会計補助を除く）			

役職名	氏名	連絡先			年齢
会長	○○ ○○	住 所	○○○○		○
		電話番号	○○○○		
		メールアドレス	○○○○		
副会長	○○ ○○	住 所	○○○○		○
		電話番号	○○○○		
		メールアドレス	○○○○		
会 計	○○ ○○	住 所	○○○○		○
		電話番号	○○○○		
		メールアドレス	○○○○		
		住 所			

ユース活動支援コースに申し込む若者グループについては、以下の条件に全て当てはまるか確認してください。

- （1） 尼崎市内で活動拠点があり、2人以上で構成され、概ね8割以上が若者であること。
- （2） 構成員の過半数が尼崎市内に在住・在勤・在学のいずれかに該当すること。
- （3） 代表者及び役員（※役員とは「会長」、「副会長」、「会計」を指します。）の過半数が若者であること。

構成人数が少なく同一人物が役職を兼務する場合も、漏れなく必要事項を記載してください。なお、会長と副会長を兼務することはできません。

※年齢は申請年度の4月1日に到達する満年齢を記載。
 ※この名簿は当事業の目的以外に使用することはありません。

（会員が全員18歳未満の場合、下の欄もご記入ください。）

役職	氏名	申請者との関係	連絡先		年齢
会計補助	例えば、代表者の保護者など		住 所		
			電話番号		
			メールアドレス		

※会計補助者は成人（18歳以上）に限ります。

※会計補助とは、18歳未満の個人又は18歳未満の若者のみで構成される団体・グループに対し、会計管理が適正にできているか補助的にチェックする成人のことを指します。また、会計補助は申請グループの構成メンバーに含みません。

団体名、グループ名、サークル名などをご記入ください。

記入例

_____会則

(名称及び事務局)

第1条 この会は_____ (以下「本会」という。) と称し、事務局を_____に置く。

(目的)

事務局の住所を書きます。(尼崎市〇〇町〇丁目〇番〇号)
※会長の自宅や活動拠点となる場所の住所地など

第2条 本会は、会員相互に協力し、_____を図ることを目的とする。

(活動内容)

例: 若者の社会性や自己肯定感を育むための交流促進

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行うものとする。

- (1) _____に関する活動
(2) _____

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する者をもって組織し、本会への入会及び退会は、申し出により認めるものとする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
(2) 副会長 ___名
(3) 会計 ___名

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3 会計は、本会の会計事務を担当する。

(役員任期)

第7条 役員任期は__年とする。ただし、再任することを妨げない。

(総会及び役員会)

第8条 本会の会議は総会及び役員会とする。

- 2 総会は年1回会長が招集し、事業計画、予算・決算、役員選出、会則の変更その他本会の運営に係る重要事項を審議する。
3 役員会は、必要に応じて会長が招集する。
4 総会及び役員会は、会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

(会計)

会費を徴収しない場合は、会費に関する規定や文言を削除してください。

第9条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てるものとする。

2 本会の会費は会員1人につき年額_____円とする。

- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、年度ごとに決算を調整し、総会の議決を得るものとする。

(細則の制定)

第10条 本会則施行のために必要な細則は、会員の総意により定める。

附則

この会則は、令和__年__月__日から施行する。